

企業版ふるさと納税

北海道岩内町

● 企業版ふるさと納税を活用した寄附

● 通常の寄附

軽減効果
最大
約9割



詳細は岩内町 HP をご確認ください。

損金算入
約3割
(国税+地方税)

約4割
(法人住民税+法人税)

約2割
(法人事業税)

企業負担
約1割

税目ごとの 特例措置 の内容	I 法人住民税	寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
	II 法人税	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。 ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
	III 法人事業税	寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

令和2年度より税の軽減効果が最大約9割まで拡充され、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れの継続を着実なものとする観点から、**税額控除の特例措置がさらに3年間（令和9年度まで）延長されました！**

● 制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

● 企業にとってのメリット

社会貢献

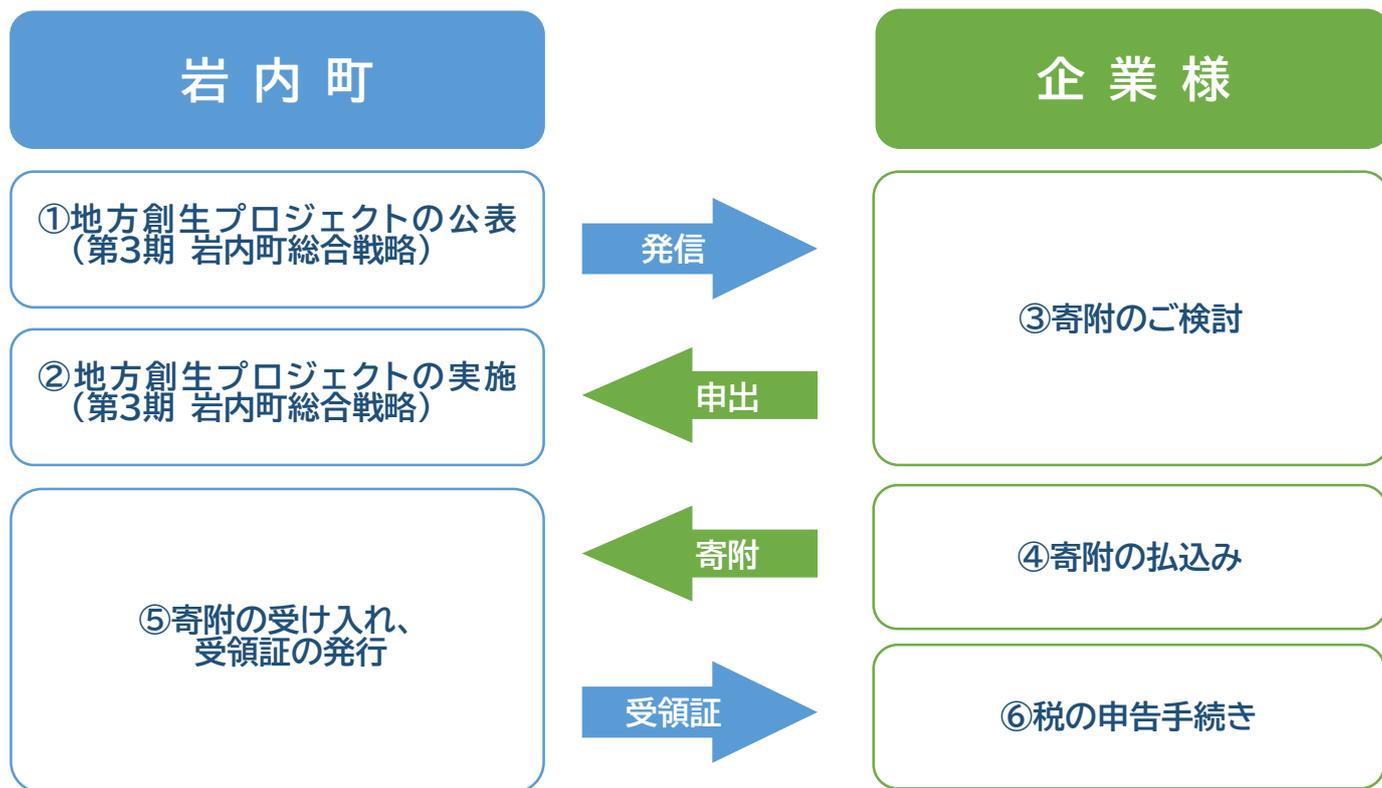
企業としてのPR効果
「SDGsの達成など」



地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした
新事業展開

岩内町企業版ふるさと納税の寄附お申込みの流れ



第3期 岩内町総合戦略

めざす姿「健やかな町づくり～新たに創造し躍動感にあふれ活気ある町」



基本目標 1

稼ぐ力を伸ばし、安心して働けるようにする

基本目標 2

つながりを築き、新しい人の流れをつくる

基本目標 3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標 4

ひとが集う、安全・安心な暮らしを守る

【主な事業】

- ・ニシン稚魚放流事業（種魚放流、追跡・効果調査の実施）
- ・歴史的地域素材活用研究事業（ホップ栽培、クラフトビール醸造）
- ・地域住民の就労支援（職業訓練等の開催、資格取得費の助成等）
- ・地域の拠点設置事業（多様な人材の交流拠点の設置）
- ・こども家庭センター事業（妊娠期～子育て期にわたる相談支援）
- ・施設一体型義務教育学校導入事業（岩内中央学園）
- ・ICT 教育推進事業（デジタルドリル活用検討、デジタル教材の導入）
- ・木田金次郎美術館運営事業（企画展の充実、歴史ツアーの開催等）
- ・含翠園活性推進事業（多様な利活用、持続可能な運営方針の検討）
- ・地域医療体制の確保（岩内協会病院の救急医療体制の確保等）

●問合せ・申込み

岩内町 総務部 企画財政課 地域創生係

TEL 0135-62-1011

FAX 0135-62-3465

E-mail kikaku@town.iwanai.lg.jp

●詳しくは岩内町公式ホームページをご覧ください <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>